

eスポーツを活用した地域活性化・世代間交流事業実施業務に係る公募型 プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

eスポーツを活用した地域活性化・世代間交流事業実施業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、年齢や性別などの垣根なく楽しめる新たなデジタルコンテンツとして注目を集め、若年層を中心に年々競技人口が増加している「eスポーツ」を活用し、年齢、性別、障がいの有無に関係なく、多くの方々に体験してもらい、本市におけるeスポーツの普及を促進していくとともに、若年層を中心とした誘客、また子どもから高齢者までの世代を超えた交流機会の増加を図り、地域経済の活性化につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「eスポーツを活用した地域活性化・世代間交流事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年2月28日まで

(6) 履行場所

始良市内（ビーラインスポーツパーク始良（始良総合運動公園）体育館ほか）

2 契約限度額

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が契約限度額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加申込を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

- (4) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) 令和元年度から令和5年度までの間において、1回以上、本仕様書の業務内容(1)又は(2)の種類及び規模をほぼ同じくする業務を元請として受注し、履行した実績を有する者

4 募集内容（参加申込）

(1) 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時まで（必着）

なお、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

始良市 企画部 企画政策課

〒899-5294 始良市加治木町本町253番地（令和6年5月2日まで）

〒899-5492 始良市宮島町25番地（令和6年5月7日以降）

TEL 0995-66-3107（直通）

E-mail kikaku@city.aira.lg.jp

(3) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式第2号）

エ 定款及びその他規約（写し）

オ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ※3か月以内に発行されたものの写し

カ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

キ 印鑑証明書（写し可）

ク 前年度分の納税証明書（国税及び地方税の未納のない完納証明書）（写し可）

(4) 提出部数

原本1部、コピー1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。下記7(5)においても同じ。）により提出すること。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書等により、上記3「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書（様式第3号）により令和6年4月23日（火）以降、通知する。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の委託事業者の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、下記9「審査項目及び評価基準」に基づき、eスポーツを活用した地域活性化・世代間交流事業実施業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

6 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

提出期間内に、質問書（様式第4号）を電子メールにより提出すること（電子メールの着信を確認すること。）。

なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月10日（水）午後5時まで

ウ 提出先

上記4 担当部署

(2) 回答

ア 回答方法

始良市ホームページにて公開

イ 回答期限

令和6年4月15日（月）の午後5時までに公開

7 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月13日（月）午後5時まで（必着）

なお、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

上記4(2)と同じ

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（任意様式）

エ 業務実施予定体制（様式第6号）

(4) 企画提案書及び参考見積書作成要領

ア 企画提案書は、原則として「A4版両面」で作成すること。

イ 下記9「審査項目及び評価基準」及び仕様書に沿って企画提案書を作成すること。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、当該業務が始良市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

オ 提出物は様式順に編冊のうえ提出すること。また、様式の番号に対応したインデックスラベル等を付すこと。

カ 参考見積書の宛て先は「始良市長」、業務名は「eスポーツを活用した地域活性化・世代間交流事業実施業務」とし、業務者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

キ 参考見積書は、当該業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内訳を業務別に記載した内訳（任意様式）を添付すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること（上記4(5)と同じ。）。

(6) 提出部数

13部（記名版3部（正本1部、副本2部）、無記名版10部）

※ 「記名版」は、表紙、企画提案書及び見積書に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとする。

※ 正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。

※ 「無記名版」は、内容は記名版と同じとするが、表紙、企画提案書及び見積書を含めて、提案者を特定できる情報を入れないこと。

8 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、企画提案評価までに参加辞退届（様式第7号）を上記4(2)に持参又は郵送にて提出すること。

9 審査項目及び評価基準

※ 5段階評価基準

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度		
事業目的の理解度	体験会やイベントの意義、目的を的確に捉え、業務に対する考え方が的確に示されているか。	10
2 実施体制及び実績		
実施体制	・業務内容に対して類似実績の業務経験を有するものを配置しているとともに、遂行	10

		<p>可能な人員が確保され、本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。</p> <p>・役割分担が明確かつ適切であるか。</p>	
	類似業務の実績	当該業務に関連した実績があつて、業務を遂行するにあたり、十分な知見を有するか。	10
3 企画提案			
(1) eスポーツ体験会			
	有効性	体験会の内容が他市等の事例や業務実績を踏まえた中で、参加者のeスポーツに対する理解を深め、興味・関心を高める内容であり、効果的な提案内容となっているか。	15
	発展性	体験会を機にeスポーツを活用した交流が生まれるような内容となっているとともに、持続性及び発展性が期待される内容となっているか。	15
	独自視点及び創意工夫	<p>・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか。</p> <p>・提案者の実績を生かした提案がなされているか。</p>	10
(2) eスポーツイベント			
有効性	集客力	若い世代を中心とした幅広い世代に対して、イベントプログラムが話題性や集客力が期待できる提案内容となっているか。	20
	地域貢献	市内の事業者や高校等の活用見込みがあるか。また、地域を巻き込み、盛り上がりを見せる提案となっているか。	15
	広報	イベント広報について市内外の多くの人の集客につながる効果的な広報手段であるか。	15
	独自視点及び創意工夫	「集客力」、「地域貢献」以外に提案者の強みを生かした工夫（独自性）によりeスポーツを通じた地域経済の活性化に有効な提案がなされているか。	10
	継続性	イベント実施後も地域活性化の継続的な効果が期待できる提案内容となっているか。	10
4 企画内容と費用の妥当性			
	企画内容と費用の妥当性	・仕様書を適切に反映した見積もり内容と	10

		なっているか。 ・提案内容に無駄がないか。	
合 計			150

10 審査方法

選定委員会によるプレゼンテーション審査を公開で実施する。

なお、参加事業者が1者の場合も審査を行う。

- (1) 参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて、選定が上記9「審査項目及び評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 最高評価の者が複数となった場合は、次の選考過程により最終順位を確定する。
 - ア 企画提案内容の合計点数が最も高い者
 - イ 上記アでも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する。
- (3) 当日の企画提案は、企画提案説明に20分、質疑応答に15分とする。
- (4) 準備及び片付けは、それぞれ5分以内で行うものとする。
- (5) ノートパソコン又はタブレットの使用を可能とするが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝えたりする場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。

なお、プロジェクタ、スクリーン及びHDMIケーブルは市で用意する。パソコンは参加事業者で用意すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。
- (6) 辞退者が出た場合は、提案内容等が優先交渉権者として選定するに足りるものであれば、次点の者を優先交渉権者として選定する。さらにその者が辞退した場合には事務局で協議を行い、優先交渉権者を選定する。
- (7) 参加者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。
- (8) 上記9「審査項目及び評価基準」により評価し、審査員数×150点を満点とする。ただし、点数が満点の60%に満たない場合は失格とする。
- (9) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を選定しない。

11 審査結果

審査結果の通知は、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみを企画提案書の審査を行った全ての事業者に対して、令和6年5月下旬に文書（様式第8号）で通知する。

12 日程

実施内容	実施期間又は期日
① 公告（実施要領、仕様書等）の提示	令和6年4月3日（水）
② 質問受付期間	令和6年4月3日（水）～令和6年4月10日（水）
③ 質問回答	令和6年4月15日（月）
④ プロポーザル参加申込書等の提出期限	令和6年4月19日（金）午後5時まで
⑤ プロポーザル参加資格確認通知送付	令和6年4月23日（火）
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和6年5月13日（月）午後5時まで
⑦ 企画提案評価（プレゼンテーション）	令和6年5月24日（金）（予定）
⑧ 結果通知	令和6年5月28日（火）（予定）※
⑨ 契約締結	令和6年6月7日（金）（予定）
⑩ 業務開始	令和6年6月7日（金）（予定）

※ 優先交渉権者として選定されなかった参加者がその理由についての説明を求められることができる期間は、上表⑧から令和6年5月30日（木）までとする。

13 提出書類の取扱い

- (1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、始良市が必要と認める場合には、始良市は優先交渉権者に、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

14 契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、始良市との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が優先交渉権者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

始良市契約規則（平成22年始良市規則第45号）第36条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

15 情報公開

(1) 始良市は提出された企画提案書等について、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、始良市ホームページにおいて公表する。

ア 業務名

イ 契約期間

ウ 選定した優先交渉権者の名称

エ 契約金額

オ 選定の経緯及び結果

16 費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を始良市に請求することはできない。

17 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 提案見積金額が、契約限度額を超えた場合

(5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

(6) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

18 問合せ先

始良市 企画部 企画政策課 担当：田中

〒899-5294 始良市加治木町本町253番地（令和6年5月2日まで）

〒899-5492 始良市宮島町25番地（令和6年5月7日以降）

TEL 0995-66-3107（直通）

E-mail kikaku@city.aira.lg.jp

19 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 選定委員会の委員が関係する事業者は参加できない。
- (3) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの始良市の上承を得なければならない。